

平成27年5月19日（火曜日）第1回臨時会

○出席議員（16名）

1番	國井輝明	議員	2番	古沢清志	議員
3番	佐藤耕治	議員	4番	渡邊賢一	議員
5番	伊藤正彦	議員	6番	遠藤智与子	議員
7番	太田芳彦	議員	8番	石山忠	議員
9番	阿部清	議員	10番	沖津一博	議員
11番	辻登代子	議員	12番	工藤吉雄	議員
13番	柏倉信一	議員	14番	木村寿太郎	議員
15番	内藤明	議員	16番	杉沼孝司	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
菅野英行	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局次長	宮川徹	財政課長
松田幸彦	税務課長	芳賀弘明	建設管理課長
秋場礼子	商工振興課長	阿部藤彦	健康福祉課長

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局次長	佐藤肇	局長補佐
山田良一	局長補佐	渡邊拓也	総務係長

議事日程第1号

第1回臨時会

平成27年5月19日(火)

午前9時30分開議

開 会

日程第 1 仮議席の指定について

休 憩

再 開

日程第 2 寒河江市議会議長選挙について

〃 3 議長就任挨拶

休 憩

再 開

日程第 4 寒河江市議会副議長選挙について

〃 5 副議長就任挨拶

〃 6 議席の指定について

休 憩

再 開

日程第 7 会議録署名議員指名

〃 8 会期決定

〃 9 寒河江市議会常任委員会委員の選任について

〃 10 寒河江市議会議会運営委員会委員の選任について

〃 11 寒河江市議会常任委員会正副委員長の互選について

〃 12 寒河江市議会議会運営委員会正副委員長の互選について

休 憩

再 開

日程第13 寒河江市議会常任委員会正副委員長の互選結果報告について

〃 14 寒河江市議会議会運営委員会正副委員長の互選結果報告について

休 憩

再 開

日程第15 西村山広域行政事務組合議会議員選挙について

〃 16 報告第3号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について

〃 17 報告第4号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について

〃 18 報告第5号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について

〃 19 質疑

〃 20 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(寒河江市市税条例等の一部を改正する条例)

〃 21 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(寒河江市都市計画税条例の一部を改正する条例)

日程第2 2 承認第4号 専決処分承認を求めることについて（寒河江市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例）

〃 2 3 議第40号 損害賠償の額を定めることについて

〃 2 4 議案説明

〃 2 5 委員会付託

〃 2 6 質疑・討論・採決

閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号と同じ

日程の追加

議第41号 寒河江市監査委員の選任について

日程の追加

閉会中の継続審査の申し出について

開 会 午前9時30分

○丹野敏幸事務局長 おはようございます。

一般選挙後最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。出席議員中、木村寿太郎議員が年長の議員でありますので御紹介申しあげます。

木村議員、議長席をお願いいたします。

〔木村寿太郎議員 議長席に着く〕

○木村寿太郎臨時議長 おはようございます。

ただいま御紹介ありました木村寿太郎でございます。暫時の間、臨時に議長の職務を行いますのでよろしくお願い申しあげます。

ただいまから、平成27年第1回寒河江市議会臨時会を開会いたします。

会議を始める前に申しあげます。過般の世話

人会において本日の会議における服装については、ノーネクタイ、上着の着脱は自由とすることを決定しております。

これより本日の会議を開きます。

### 仮議席の指定

○木村寿太郎臨時議長 日程第1、仮議席の指定であります。

この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいま御着席の議席と指定いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午前 9時31分

再 開 午前 9時55分

○木村寿太郎臨時議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 寒河江市議会議長選挙について

○木村寿太郎臨時議長 日程第2、これより寒河江市議会議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、投票の方法によりたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、選挙は投票の方法により行うことに決しました。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は16名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票用紙の配付漏れはなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

念のため申しあげます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

なお、投票用紙には氏名を明確に記載して投票されるようお願いいたします。

これより投票を行います。

事務局長に点呼させます。

〔点呼 投票〕

○丹野敏幸事務局長 それでは、私から点呼をいたします。順次投票記載所で御記入の上、投票をお願いいたします。

1番古沢清志議員、2番佐藤耕治議員、3番渡邊賢一議員、4番伊藤正彦議員、5番遠藤智与子議員、6番太田芳彦議員、7番石山 忠議員、8番阿部 清議員、9番沖津一博議員、10番國井輝明議員、11番辻 登代子議員、12番杉

沼孝司議員、13番工藤吉雄議員、14番柏倉信一議員、16番内藤 明議員、15番木村寿太郎議員。

○木村寿太郎臨時議長 投票漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に4番伊藤正彦議員、9番沖津一博議員、14番柏倉信一議員を指名いたします。それでは、3議員の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票、これは、先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち有効投票 16票

無効投票 ゼロ

有効投票中

國井輝明議員 10票

内藤 明議員 6票

以上のとおりであります。この法定得票数は4票であります。よって、國井輝明議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました國井輝明議員が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定により告知します。

## 議長就任挨拶

○木村寿太郎臨時議長 日程第3、議長就任の挨拶をお願いいたします。

國井輝明議員、御登壇お願いします。

〔國井輝明議長 登壇〕

○國井輝明議長 ただいまは寒河江市議会議長選挙、休憩中に所信表明会を行い、そして多くの

皆様方から御支援をいただき市議会議長として選んでいただいたことに、まことにありがとうございますと感謝の気持ちを申しあげたいと思います。

改めてこの選挙結果を見まして、この場に議長となったということになりますと責任の重さ、その重責、そうしたことを改めて実感しているところでございます。

私自身まだまだ若輩者であります、先ほど所信表明させていただいたとおり、熱意と情熱、そうしたものをしっかりと持って、寒河江市議会をよりよい市政にするために全力で頑張ってみりたいと思いますので、皆様方に御支援と御協力をお願い申しあげまして、私の就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○木村寿太郎臨時議長 以上をもちまして、臨時議長の職務を全て終了しました。

議長を交代いたします。

○國井輝明議長 着席させていただきます。

この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時10分

再 開 午前10時30分

○國井輝明議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

### 寒河江市議会副議長選挙について

○國井輝明議長 日程第4、これより寒河江市議会副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、投票の方法によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、選挙は投票の方法により行うことに決しました。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は16名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票用紙の配付漏れはなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

念のため申しあげます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

なお、投票用紙には氏名を明確に記載し投票されるようお願いいたします。

これより投票を行います。

事務局長に点呼させます。

〔点呼 投票〕

○丹野敏幸事務局長 それでは、私から点呼をいたします。順次投票記載所で御記入の上、投票をお願いいたします。

1番古沢清志議員、2番佐藤耕治議員、3番渡邊賢一議員、4番伊藤正彦議員、5番遠藤智与子議員、6番太田芳彦議員、7番石山 忠議員、8番阿部 清議員、9番沖津一博議員、11番辻 登代子議員、12番杉沼孝司議員、13番工藤吉雄議員、14番柏倉信一議員、15番木村寿太郎議員、16番内藤 明議員、10番國井輝明議員。

○國井輝明議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れはなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に3番渡邊賢一議員、8番阿部 清議員、13番工藤吉雄議員を指名いたします。それでは、3

議員の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票、これは、先ほどの出席議員に  
符合しております。

そのうち有効投票 15票

無効投票 1票

有効投票中

杉沼孝司議員 10票

柏倉信一議員 5票

以上のとおりであります。この選挙の法定得  
票数は3.75票であります。よって、杉沼孝司議  
員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました杉沼孝司議  
員が議場におられますので、本席から、会議規  
則第32条第2項の規定により告知します。

### 副議長就任挨拶

○**國井輝明議長** 日程第5、副議長就任の挨拶を  
お願いいたします。

杉沼孝司議員、御登壇願います。

〔杉沼孝司副議長 登壇〕

○**杉沼孝司副議長** おはようございます。

ただいまの選挙結果を踏まえまして、身に余  
る責任の重さを痛感いたしておるところでござ  
います。透明性のある議会を目指して市民目線  
に立った議会運営をしてまいりたく、和をもつ  
てお年寄りに優しく暮らせるまちにしてい  
たいと考えております。

皆様の今後の御指導をお願い申しあげまして  
就任の挨拶とさせていただきます。本当にあり  
がとうございました。

### 議 席 の 指 定

○**國井輝明議長** 日程第6、議席の指定を行いま  
す。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、  
議長において指定いたします。

議席の番号と議員氏名を事務局長が朗読いた  
します。

○**丹野敏幸事務局長** それでは申しあげます。

1番國井輝明議員、2番古沢清志議員、3番  
佐藤耕治議員、4番渡邊賢一議員、5番伊藤正  
彦議員、6番遠藤智与子議員、7番太田芳彦議  
員、8番石山 忠議員、9番阿部 清議員、10  
番沖津一博議員、11番辻 登代子議員、12番工  
藤吉雄議員、13番柏倉信一議員、14番木村寿太  
郎議員、15番内藤 明議員、16番杉沼孝司議員。  
以上でございます。

○**國井輝明議長** ただいま朗読のとおり、議席を  
指定いたします。

この際、世話人会を第1会議室において開会  
し、常任委員及び議会運営委員について協議願  
います。

また、世話人会終了後、全員協議会を本議場  
において開会し、常任委員及び議会運営委員に  
ついて協議いただきます。

この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時48分

再 開 午後 2時29分

○**國井輝明議長** 休憩前に引き続き会議を開きま  
す。

### 会議録署名議員指名

○**國井輝明議長** 日程第7、会議録署名議員の指  
名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定に  
より議長において、2番古沢清志議員、16番杉  
沼孝司議員を指名いたします。

### 会 期 決 定

○**國井輝明議長** 日程第8、会期決定を議題とい

たします。

本臨時会の会期は、世話人会の協議結果に基づき本日1日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

第1回臨時会日程

平成27年5月19日(火)開会

月 日	時 間	会 議	場 所	
5月19日(火)	午前9時30分	本 会 議	開会、仮議席指定	議 場
	休 憩			
	再 開	本 会 議	議長選挙、議長就任挨拶	議 場
	休 憩			
	再 開	本 会 議	副議長選挙、副議長就任挨拶、議席指定	議 場
	休 憩 ( 休 憩 中 )	世 話 人 会	常任委員会委員の内定、 議会運営委員会委員の選出方法	第1会議室
		会 派 等 会 議	議会運営委員会委員の選出	議会会議室
		世 話 人 会	各委員会委員等の内定、議 会運営委員会委員の内定	第1会議室
		全 員 協 議 会	常任委員会委員の内定 議会運営委員会委員の内定	議 場
	再 開	本 会 議	会議録署名議員指名、会期 決定、常任委員会委員選 任、議会運営委員会委員選 任、常任委員会正副委員長 互選、議会運営委員会正副 委員長互選	議 場
	休 憩 ( 休 憩 中 )	総務産業常任委員会	正副委員長互選、編集委員 等の選出	第2会議室
		厚生文教常任委員会	正副委員長互選、編集委員 等の選出	第4会議室
		議会運営委員会	正副委員長の互選	第1会議室
	再 開	本 会 議	常任委員会正副委員長及び 議会運営委員会正副委員長 の互選結果報告	議 場
	休 憩 ( 休 憩 中 )	議会運営委員会	各種委員等の内定	第1会議室
全 員 協 議 会		各種委員等の内定	議 場	

	再	開	本	会	議	議	場
						西村山広域行政事務組合議 会議員選挙、報告、質疑、 議案上程、同説明、委員会 付託、質疑・討論・採決、 閉会	

### 寒河江市議会常任委員会委員の 選任について

○**國井輝明議長** 日程第9、寒河江市議会常任委員会委員の選任であります。

委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、総務産業常任委員会委員に、  
佐藤 耕治議員 渡邊 賢一議員  
太田 芳彦議員 石山 忠議員  
阿部 清議員 柏倉 信一議員  
木村寿太郎議員

私、國井輝明を指名いたします。

厚生文教常任委員会委員に、  
古沢 清志議員 伊藤 正彦議員  
遠藤智与子議員 沖津 一博議員  
辻 登代子議員 工藤 吉雄議員  
内藤 明議員 杉沼 孝司議員  
を指名いたします。

### 寒河江市議会議会運営委員会委員の選任について

○**國井輝明議長** 日程第10、寒河江市議会議会運営委員会委員の選任であります。

委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、  
太田 芳彦議員 阿部 清議員  
工藤 吉雄議員 柏倉 信一議員  
木村寿太郎議員 内藤 明議員  
を指名いたします。

### 寒河江市議会常任委員会正副委員長 の互選について及び寒河江市議会 議会運営委員会正副委員長の互 選について

○**國井輝明議長** 日程第11、寒河江市議会常任委員会正副委員長の互選について及び日程第12、寒河江市議会議会運営委員会正副委員長の互選についてであります。

これより、各常任委員会並びに議会運営委員会を招集いたします。

招集場所を総務産業常任委員会は第2会議室、厚生文教常任委員会は第4会議室といたします。

各常任委員会においては、正副委員長の互選を行っていただきます。

次に、各常任委員会終了後、第1会議室において議会運営委員会を開き、正副委員長の互選を行っていただきます。

この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時32分

再 開 午後 2時54分

○**國井輝明議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

### 寒河江市議会常任委員会正副委員 長の互選結果報告並びに寒河 江市議会議会運営委員会正副委 員長の互選結果報告について

○**國井輝明議長** 日程第13、寒河江市議会常任委員会正副委員長の互選結果報告について並びに日程第14、寒河江市議会議会運営委員会正副委

員長の互選結果報告についてであります。

それぞれの委員会の正副委員長の選出結果を報告いたします。

総務産業常任委員会委員長 太田 芳彦議員  
副委員長 渡邊 賢一議員  
厚生文教常任委員会委員長 遠藤智与子議員  
副委員長 伊藤 正彦議員  
議会運営委員会 委員長 工藤 吉雄議員  
副委員長 阿部 清議員

以上でございます。

この際、議会第1会議室において議会運営委員会を開会し、議会または議員と関係ある各種委員等の選出などについて協議願います。

また、議会運営委員会終了後、本議場において全員協議会を開会します。

この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時5分

再 開 午後 3時4分

○**國井輝明議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

### 西村山広域行政事務組合議会議員選挙について

○**國井輝明議長** 日程第15、西村山広域行政事務組合議会議員選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

議長において指名することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

西村山広域行政事務組合議会議員には、  
渡邊 賢一議員 阿部 清議員  
沖津 一博議員 辻 登代子議員  
柏倉 信一議員

私、國井輝明、以上、6名を指名いたします。お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました議員を西村山広域行政事務組合議会議員の当選人と決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、ただいま議長において指名いたしました議員が西村山広域行政事務組合議会議員に当選されました。

### 日 程 の 追 加

○**國井輝明議長** ただいま市長から、議第41号寒河江市監査委員の選任についてが提出されました。

お諮りいたします。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、この際、議第41号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

### 議 案 上 程

○**國井輝明議長** 議第41号を議題といたします。

この際、地方自治法第117条の規定により、辻 登代子議員の退席を求めます。

(辻 登代子議員 退席)

## 議案説明

○**國井輝明議長** 市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○**佐藤洋樹市長** 議第41号寒河江市監査委員の選任について御説明を申しあげます。

議員のうちから選任をする監査委員について、新たに寒河江市大字高屋2067番地、辻 登代子氏を選任いたしたく議会の同意を求めようとするものでございます。御同意くださいますようよろしくお願い申しあげます。

○**國井輝明議長** お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第41号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議第41号については、委員会付託を省略することに決しました。

## 質疑・討論・採決

○**國井輝明議長** これより、質疑・討論・採決に入ります。

議第41号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終結いたします。討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終結いたします。

これより議第41号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第41号は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議第41号はこれに同意することに決しました。

辻 登代子議員の着席を求めます。

〔辻 登代子議員 着席〕

## 議案上程

○**國井輝明議長** 日程第16、報告第3号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についてから日程第18、報告第5号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についてまでの3案件を一括議題といたします。

市長から報告を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○**佐藤洋樹市長** 私から報告第3号から報告第5号まで損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について、3件を一括して御説明申しあげます。

報告第3号は、ことし2月9日午前11時23分ごろ、公務で運転する市有自動車が、山岸町地内の市道を走行中、対向車両と接触した車両の一部破損事故についてでございます。

報告第4号は、ことし3月11日午前10時ごろ、誘致交渉先企業への説明において、強風によりテントが飛ばされたことにより発生した車両の一部破損事故についてでございます。

報告第5号は、ことし3月24日午後5時50分ごろ、緑町地内の市道緑町5号線において発生した車両の一部破損事故についてでございます。

いずれも、示談書を取り交わすに当たり、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、御報告申しあげるものでございます。

なお、賠償金につきましては、それぞれ加盟しております全国市有物件災害共済会、全国市長会の賠償補償保険等から全額補填されるものでございます。

以上でございます。

## 質 疑

○**國井輝明議長** 日程第19、これより質疑に入ります。

初めに、報告第3号について質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、報告第4号について、質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、報告第5号について、質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

## 議 案 上 程

○**國井輝明議長** 日程第20、承認第2号専決処分の承認を求めることについて(寒河江市市税条例等の一部を改正する条例)から日程第23、議第40号損害賠償の額を定めることについての4案件を一括議題といたします。

## 議 案 説 明

○**國井輝明議長** 日程第24、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

[佐藤洋樹市長 登壇]

○**佐藤洋樹市長** 初めに、承認第2号、承認第3号及び承認第4号の専決処分の承認を定めることについて、3件とも関連がありますので一括して御説明申し上げたいと思います。

地方税法の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行されたことに伴い、市税条例等、都市計画税条例及び国民健康保険税条例等の一部改正について専決処分を行ったものでござい

ます。

3案件について、議会を招集する時間的余裕がなく急を要しましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものでございます。

続きまして、議第40号損害賠償の額を定めることについてを御説明申し上げます。

先ほど報告第4号で御報告申しあげました車両の一部破損事故のうち50万円を超える破損事故に係る損害賠償の額を決定するため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決をいたさうとするものでございます。

なお、賠償金については、全国市長会市民総合賠償補償保険から全額補填される予定でございます。

以上、4案件について御説明申しあげましたが、詳細につきましては関係課長に説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御承認、御可決くださいますようお願い申しあげる次第であります。

以上であります。

○**國井輝明議長** 税務課長。

○**松田彦彦税務課長** 承認第2号の改正内容について御説明申し上げます。

軽自動車税では、原動機付自転車及び二輪車等に係る税率について、適用開始が1年間延長され、平成28年度分から適用されるものなどあります。

また、平成27年度に新規取得した四輪以上三輪の軽自動車で、排出ガス性能及び燃費性能のすぐれた環境負荷の小さなものについて、平成28年度分の税率を軽減するグリーン化特例(軽課)が適用されるものなどあります。

固定資産税では、高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定する新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に対して講じる固定資産税の軽減割合を3分の2とする「わがまち特例」が導入されるものなどあります。

たばこ税では、3級品の紙巻たばこに係る特例税率を廃止し、平成28年4月1日から平成31年4月1日までに4段階で税率を引き上げるものなどがあります。

次に、承認第3号の改正内容について御説明申し上げます。

児童福祉法に規定する家庭的保育事業などの認可を得たものが事業の用に供する家屋及び償却資産に係る都市計画税の課税標準となる価格を2分の1とするものなどがあります。

次に、承認第4号の改正内容について御説明申し上げます。

地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の医療分の基礎課税限度額を51万円から52万円に、後期高齢者支援金等分の課税限度額を16万円から17万円に、介護給付金の課税限度額を14万円から16万円に引き上げるものであります。

また、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については、対象となる世帯の保険者数の数に乗すべき金額を24万5,000円から26万円とし、2割軽減の対象となる世帯の被保険者数の数に乗すべき金額を45万円から47万円に引き上げるものであります。

以上でございます。

○**國井輝明議長** 秋場商工振興課長。

○**秋場礼子商工振興課長** 議第40号損害賠償の額を定めることについての詳細について、御説明申し上げます。

事故の概要は、平成27年3月11日午前10時ごろ、誘致交渉先企業への説明会のため市で設営していたテントが、寒河江市中央工業団地内の分譲地から強風により飛び、隣接地のカルソニックカンセイ山形駐車場に駐車していた車両に接触し、車体の一部を破損したものでございます。

村山地域は、事故の前日夜から11日にかけて雪を伴った西寄りのやや強い風が吹く気象予報

が発令されており、寒河江でも小雪が降っている天候であり、誘致交渉先企業への配慮からテントを設営し現場説明を行うこととして、ちえり〜マルシェで使用する簡易テントを借用し、9時30分ごろよりテント設営を行いました。設営当時は風は吹いておりませんでした。やや強い風が吹く気象予報となっておりましたので、風への対策としてテントの四隅に重さ10キログラムのおもしを4個取りつけております。しかし、風の強さに対し、おもしが不十分であったのに加え、おもしを結んでいたひもが切れ、説明資料を取りに一旦市役所に戻っている間に、隣接するカルソニックカンセイ山形駐車場に強風によりテントが飛ばされ、駐車していた従業員の自家用車4台に接触し、車体の一部を破損したものでございます。

そのうち損害賠償請求者所有の車両は、風で飛ばされたテントがこの車に挟まってとまったということもあり、破損箇所が多く修理代等が高額となったものでございます。

今回の事故で御迷惑をおかけしたことを深く反省し、今後このようなことがないように危機管理を徹底してまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

## 委 員 会 付 託

○**國井輝明議長** 日程第25、委員会付託であります。

お諮りいたします。

承認第2号、承認第3号、承認第4号及び議第40号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いません。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、承認第2号、承認第3号、承認第4

号及び議第40号については、委員会付託を省略することに決しました。

### 質疑・討論・採決

○**國井輝明議長** 日程第26、これより質疑・討論・採決に入ります。

初めに、承認第2号に対する質疑はありますか。

〔なし〕と呼ぶ者あり

次に、承認第3号に対する質疑はありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり

次に、承認第4号に対する質疑はありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり

次に、議第40号に対する質疑はありますか。

〔なし〕と呼ぶ者あり

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論はありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり

討論を終結いたします。

これより、採決に入ります。

初めに、承認第2号専決処分の承認を求めることについて（寒河江市市税条例等の一部を改正する条例）を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立全員であります。

よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

次に、承認第3号専決処分の承認を求めることについて（寒河江市都市計画税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立全員であります。

よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

次に、承認第4号専決処分の承認を求めることについて（寒河江市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例）を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立多数であります。

よって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

次に、議第40号損害賠償の額を定めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立全員であります。

よって、議第40号は原案のとおり可決されました。

### 日 程 の 追 加

○**國井輝明議長** ただいま、議会運営委員長から別紙のとおり閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

御異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査の申し出については日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

### 閉会中の継続審査の申し出について

○**國井輝明議長** 閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

**閉 会** 午後4時07分

○**國井輝明議長** 以上をもちまして、平成27年第1回寒河江市議会臨時会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。